

指定管理者施設における労働環境モニタリング結果について

今年度実施した指定管理者施設における労働環境モニタリングについて、以下のとおり報告する。

1 目的

指定管理者施設が適正な労働環境のもとに管理運営されることにより、区民に対する良質の公共サービスを安定的に提供するため、社会保険労務士による労働環境モニタリングを実施する。

2 調査対象

以下の5施設を対象に、書類調査、現地及び本部調査ヒアリングを実施した。

No.	施設名	事業者名	所管課
1	区営住宅、福祉住宅、まちづくり事業住宅	東京都住宅供給公社	住宅課、まちづくり事業課
2	もみじ山文化センター	株式会社JTBコミュニケーションデザイン	文化振興・多文化共生推進課
3	野方区民ホール		
4	なかの芸能小劇場		
5	産業振興センター	テルウェル東日本株式会社	産業振興課

3 調査結果

6項目にわたる評価の結果、社会保険労務士から事業者に対して、労働環境の整備に向けた改善提案が行われ、事業者から改善計画が提出された。

詳細は、別紙「改善提案及び事業者の改善計画」のとおり。

4 今後の予定

調査結果および改善計画実施状況を区ホームページにて公表する。また、今年度調査対象外施設に対して、区からセルフチェックを依頼する。

改善提案及び事業者の改善計画

評価項目	改善提案	事業者の改善計画
1 雇用契約と協定等	<p>○職員及び業務職員の再雇用規程について</p> <p>60歳定年後に再雇用された者の更新は、60歳未満の解雇規定等に準じたものでなくてはならない。再雇用社員の就業に関する要綱に解雇規定等より厳しい条項があるため、適正な内容に変更すること。</p>	<p>運用上は高年齢者雇用安定法に則り、定年退職後に本人が希望した場合は65歳までの継続雇用を確保しているため、令和6年3月までに、要綱も実態に即した内容へ改正を行う。</p>
	<p>○65歳までの雇用確保措置について</p> <p>正社員就業規則において定年年齢が60歳と定められており、継続雇用の対象者に係る基準を設けている。法令に沿った内容に就業規則を改正し、希望者全員を対象とするよう運用すること。</p>	<p>令和6年4月に、法令に即し就業規則を改正する。</p>
	<p>○正社員雇用契約書について</p> <p>法定項目である「従事する業務の内容」の明示が確認できなかった。「従事する業務の内容」を明示した雇用契約書を交付すること。</p>	<p>令和6年4月以降、雇用契約書に「従事する業務の内容」を追加し交付する。</p>
2 安全衛生関係	<p>○衛生推進者選任について</p> <p>衛生推進者を選任し、掲示にて周知しているが、法定の要件を満たしていることが確認できなかった。衛生推進者講習を受講し修了した者など、要件を満たす者を選任すること。</p>	<p>衛生推進者を選任する際には、法定要件を確認し、必要に応じて衛生推進者講習を受講させることとした。</p>

3 労働時間	<p>○労働時間の適正管理について</p> <p>就業週報・月報によると、15分単位の端数処理により出退勤時刻と労働時間に乖離が生じている疑義がある。労働時間と残業時間が切捨てとならないよう、適正な運用を行うこと。</p>	<p>一部勤怠と労働時間に差異があるのは、適切な時間外申請と命令ができていなかった為、適宜指導・徹底する。</p>
	<p>○年次有給休暇の確実付与の定めについて</p> <p>10日取得の目標を掲げて年次有給休暇の計画的取得を奨励しているが、確実付与に関して就業規則に規定されていない。</p> <p>休暇に関する事項は就業規則の絶対的必 要事項であるため、時季指定の対象となる労働者の範囲及び時季指定の方法等について、就業規則に記載すること。</p>	<p>令和6年3月までに、就業規則に時季指定の対象となる労働者の範囲及び時季指定の方法等について追記し、改定を行う。</p>

※評価項目のうち、「4 給与」、「5 各種保険加入手続」、「6 法定帳簿等の整備」については、改善を要する事項なし。